

予算、決算などの説明資料の再検討

【現行制度等】

予算の調製及び議決 (地方自治法第211条)	(予算の調製及び議決) 第二百十一条 普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。この場合において、普通地方公共団体の長は、遅くとも年度開始前、都道府県及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては三十日、その他の市及び町村にあつては二十日まで当該予算を議会に提出するようにしなければならない。 2 普通地方公共団体の長は、予算を議会に提出するときは、政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならない。
予算の内容 (地方自治法第215条)	(予算の内容) 第二百十五条 予算は、次の各号に掲げる事項に関する定めから成るものとする。 - 一 歳入歳出予算 - 二 継続費 - 三 繰越明許費 - 四 債務負担行為 - 五 地方債 - 六 一時借入金 - 七 歳出予算の各項の経費の金額の流用
歳入歳出予算の区分 (地方自治法第216条)	(歳入歳出予算の区分) 第二百十六条 歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。
予算の送付及び公表 (地方自治法第219条)	(予算の送付及び公表) 第二百十九条 普通地方公共団体の議会の議長は、予算を定める議決があつたときは、その日から三日以内にこれを当該普通地方公共団体の長に送付しなければならない。 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により予算の送付を受けた場合において、再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるときは、直ちに、その要領を住民に公表しなければならない。
決算 (地方自治法第233条)	(決算) 第二百三十三条 会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところ

	ろにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。 2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。 4 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。 5 普通地方公共団体の長は、第三項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。 6 普通地方公共団体の長は、第三項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない
予算に関する説明書 (地方自治法施行令第144条)	(予算に関する説明書) 第百四十四条 地方自治法第二百十一条第二項に規定する政令で定める予算に関する説明書は、次のとおりとする。 一 歳入歳出予算の各項の内容を明らかにした歳入歳出予算事項別明細書及び給与費の内訳を明らかにした給与費明細書 二 継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書 三 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書 四 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書 五 その他予算の内容を明らかにするため必要な書類 2 前項第一号から第四号までに規定する書類の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。
歳入歳出予算の款項の区分及び予算の調製の様式 (地方自治法施行令第147条)	(歳入歳出予算の款項の区分及び予算の調製の様式) 第百四十七条 歳入歳出予算の款項の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならない。 2 予算の調製の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。
決算	(決算)

(地方自治法施行令第166条)	第百六十六条 普通地方公共団体の決算は、歳入歳出予算についてこれを調製しなければならない。 2 地方自治法第二百三十三条第一項及び第五項に規定する政令で定める書類は、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書とする。 3 決算の調製の様式及び前項に規定する書類の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。
予算 (地方公営企業法第24条)	(予算) 第二十四条 地方公営企業の予算は、地方公営企業の毎事業年度における業務の予定量並びにこれに関する収入及び支出の大綱を定めるものとする。 2 地方公共団体の長は、当該地方公営企業の管理者が作成した予算の原案に基いて毎事業年度地方公営企業の予算を調製し、年度開始前に議会の議決を経なければならない。 3 業務量の増加に因り地方公営企業の業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、管理者は、当該業務量の増加に因り増加する収入に相当する金額を当該企業の業務のため直接必要な経費に使用することができる。この場合においては、遅滞なく、管理者は、当該地方公共団体の長にその旨を報告するものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。
予算に関する説明書 (地方公営企業法第25条)	(予算に関する説明書) 第二十五条 地方公共団体の長は、地方公営企業の予算を議会に提出する場合においては、当該地方公営企業の管理者が作成した政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならない。
決算 (地方公営企業法第30条)	(決算) 第三十条 管理者は、毎事業年度終了後二月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類をあわせて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。 2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。 3 監査委員は、前項の審査をするにあたっては、地方公営企業の運営が第三条の規定の趣旨に従つてされているかどうかについて、特に意を用いなければならない。 4 地方公共団体の長は、第二項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年

	度終了後三月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。 5 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。 6 地方公共団体の長は、第四項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第二項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。 7 第一項の決算について作成すべき書類は、当該年度の予算の区分に従って作成した決算報告書並びに損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表とし、その様式は、総務省令で定める。
予算 (地方公営企業法施行令第17条)	(予算) 第十七条 地方公営企業の予算には、左の各号に掲げる事項を記載するものとする。 一 業務の予定量 二 予定収入及び予定支出の金額 三 継続費 四 債務負担行為 五 企業債 六 一時借入金の限度額 七 予定支出の各項の経費の金額の流用 八 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 九 一般会計又は他の特別会計からの補助金 十 利益剰余金の処分 十一 たな卸資産購入限度額 十二 重要な資産の取得及び処分 2 前項第二号に掲げる予定収入及び予定支出は、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出に大別し、さらにこれらを款項に区分するものとする。 3 第一項の予算の様式は、総務省令で定める。
予算に関する説明書 (地方公営企業法施行令第17条の2)	(予算に関する説明書) 第十七条の二 法第二十五条に規定する政令で定める予算に関する説明書は、次に掲げるものとする。 一 予算の実施計画 二 資金計画 三 給与費明細書 四 継続費に関する調書

	五 債務負担行為に関する調書 六 当該事業年度の予定貸借対照表並びに前事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表 2 前項第一号から第五号までに掲げる書類の様式は、総務省令で定める。
決算にあわせて提出すべき書類 (地方公営企業法施行令第23条)	(決算にあわせて提出すべき書類) 第二十三条 法第三十条第一項の規定により管理者が決算にあわせて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類は、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

●議会に求められる役割

○地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申（第28次地方制度調査会・平成17年12月9日）

第2 議会のあり方

2 議会のあり方の見直しに係る具体的方策の検討

(2) 具体的方策

④ 議会の運営

ア 住民と議会との意思疎通の充実

民意を直接聴取し、議会を活性化する手段として公聴会、参考人制度の活用が期待される。

また、休日、夜間議会の開催、ケーブルテレビ、インターネット等の手段を用いた議会の審議状況の中継、審議記録の公表など審議の公開や議会に関する情報の積極的な広報を、さらに充実すべきである。

政務調査費については、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部を交付するという制度の趣旨にかんがみ、住民への説明責任を果たす観点から、その使途の透明性を高めていくべきである。

このほか、会議録を電磁的記録により作成することも可能とすべきである。

○今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申（第29次地方制度調査会・平成21年6月16日）

第3 議会制度のあり方

1 議会の団体意思決定機能や監視機能の向上策

(3) 議会活動の透明性と議会事務局等

① 議会活動の透明性

制度的な面だけでなく、実質的な面から議会の権能を高めていくためには、議会が、住民の意思を十分に反映し、充実した審議を行うことが重要である。

そのためには、議員を選出した住民においても、議会における議論の内容や議員

の活動の実態等について、積極的に関心を持つことが期待される。

議会活動については、本会議のみならず、委員会等の活動も含め、住民にわかりやすいような形で情報公開に努めるべきである。この点については、議案に対する議員の賛否等の議論の経過や議案の情報について、インターネット等も活用して公開していくことが求められる。

●会議の公開（地方自治法第115条）

- ・ 会議は公開
- ・ ただし、秘密会を開くことができる。（議長又は議員3人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数での議決が必要）

（第29次地方制度調査会資料（総務省HP）をもとに作成）

●議会基本条例等に見る予算、決算などの説明資料に関する規定

所沢市議会基本条例

（議会審議における論点情報の形成）

第11条 議会は、提案される重要な政策、施策又は計画等（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、提案者に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等の提案に至った経緯、理由
- (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (3) 市民参加の実施の有無とその内容
- (4) 関係法令、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項に規定する基本構想及び基本構想に基づく計画との整合性
- (5) 政策等の実施に要する経費（将来にわたる負担を含む。）及びその財源等

2 議会は、提案される予算案及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、政策説明資料を作成するよう求めるものとする。

京丹後市議会基本条例

（市長による政策等の形成過程の説明）

第7条 議会は、市長が提案する計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、政策等の水準を高めるため及び市民への公開のため、市長に対して、次の各号に掲げる事項の説明に努めるよう求める。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 京丹後市総合計画との整合性

(5) 財源措置

(6) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第8条 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審査に付すに当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の作成に努めるよう求める。

ニセコ町まちづくり基本条例

(予算編成)

第41条 町長は、予算の編成に当たっては、編成過程の透明性に留意し、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、町民が予算を具体的に把握できるよう十分な情報の提供に努めなければならない。

2 前項の規定による情報の提供は、町の財政事情、予算の編成過程が明らかになるよう分かりやすい方法によるものとする。

(予算執行)

第42条 町長は、町の仕事の予定及び進行状況が明らかになるよう、予算の執行計画を定めるものとする。

(決算)

第43条 町長は、決算にかかわる町の主要な仕事の成果を説明する書類その他決算に関する書類を作成しようとするときは、これらの書類が仕事の評価に役立つものとなるよう配慮しなければならない。

【伊勢市議会の状況】

●平成23年度当初予算の議案（一般会計）

- ・一般会計予算
- ・一般会計予算に関する説明書
 - 歳入歳出予算事項別明細書
 - 給与明細書
 - 継続費に関する調書
 - 債務負担行為に関する調書
 - 地方債に関する調書
- 平成23年度当初予算説明資料
- 平成23年度当初予算（一般会計）のポイント
- 伊勢市やさしさプラン（2011－2013）

●平成22年度決算の議案（一般会計）

- ・一般会計決算
- ・監査委員の審査意見書
- ・附属書類
 - 歳入歳出決算事項別明細書
 - 実質収支に関する調書
 - 財産に関する調書
 - 決算に係る主要な施策の成果説明書
 - 事務の概要書
 - 平成22年度決算説明書
 - 平成22年度基金運用状況調書

●議会情報の公開

- ① 議会ホームページの開設
- ② 本会議の会議録のインターネット公開・会議録検索システムの導入
- ③ 本会議、予算特別委員会及び決算特別委員会のケーブルテレビ録画放映
（会議のあった日の翌日午後2時からと午後7時からの2回放映）
- ④ 本会議、予算特別委員会及び決算特別委員会の収録DVDの貸出し
（③の録画放映を収録したもの）
- ⑤ 委員会並びに全員協議会及び各常任委員協議会の公開
- ⑥ いせ市議会だよりの発行
（定例会ごとに発行、市内全戸に配布）
- ⑦ 議案等についての議員個人の賛否の公表
（平成23年6月定例会分から、いせ市議会だよりに掲載）
- ⑧ 議案及び各常任委員協議会等の会議資料の閲覧
（会議の当日、議案や議員に送付されている会議資料を、閲覧場所において印刷物（2部）で閲覧できるようにしている。（個人情報に該当する部分を除く。））